

いじめ問題の解決のために

1 いじめに関する認識について

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- (2) いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行うこと

2 いじめ発見のポイント

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要がある。学校や家庭において「いじめのサイン」が見られたら、きめ細かな注意を払って、実態の把握に努める。

3 いじめ発覚時の指導の進め方

指 導			留 意 点
①	情報収集（その1）	発見した教職員が状況を報告, 整理	管理職・生徒指導主事等にできるだけ具体的に報告
②	情報収集（その2）	複数の教職員から情報を収集	担任・養護教諭・クラブ担当等から
③	指導方針の検討（その1）	いじめ防止対策委員会の開催	情報をもとに今後の対応方針の検討
④	保護者対応（その1）	被害児童の保護者への対応	現時点での状況と今後の指導について説明
⑤	事実確認（その1）	被害児童からの聞き取り	・時間, 場所, 状況等に配慮 ・徹底して守り通すという毅然とした態度 ・心情に寄り添い, 具体的事実とともに思いを丁寧に聞き取る
⑥	指導方針の検討（その2）	いじめ防止対策委員会の開催	教職員からの情報, 被害児童の事実確認をもとに, 今後の対応及び指導方針の検討
⑦	事実確認（その2）	周囲の児童からの聞き取り	被害児童の状況, 人間関係に十分配慮
⑧	指導方針の検討（その3）	いじめ防止対策委員会の開催	周囲の児童からの聞き取りをもとに, 事実の整理
⑨	保護者対応（その2）	被害児童の保護者への対応	いじめの状況, 指導方針等の説明及び家庭の状況について聞き取り
⑩	事実確認（その3）	加害児童からの聞き取り	被害児童, 教職員等からの聞き取りをもとに, 事実確認
⑪	指導方針の検討（その4）	いじめ防止対策委員会の開催	加害児童からの事実確認をもとに, 今後の対応及び指導方針の検討
⑫	保護者対応（その3）	加害児童の保護者への説明	確定した事実と学校の指導方針の説明
		被害児童の保護者への説明	学校の取り組み状況の説明と当該児童の学校での様子の説明
⑬	特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	指導方針に従って実施
⑭	人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童保護者と連携し, その意向を反映させる
⑮	学級に対する指導	いじめのない学級づくり	・周りでいじめをはやしたてたり, 見て見ぬふりをしたりした児童の指導 ・いじめを許さない望ましい集団づくり
⑯	指導後の状況把握	加害被害児童の状況把握	当該児童との面接, 保護者との連携, 授業での状況等の把握